

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、入州者に対しオンラインによる入州届け (Queensland Travel Declaration) を義務化 (6月19日 (土) 午前1時より施行)

2021年6月18日
在ブリスベン総領事館

6月17日 (木)、ダース・クイーンズランド (QLD) 州保健大臣は、同19日 (土) 午前1時以降、豪州全域及びニュージーランドから QLD に入州する場合には、オンラインによる QLD 入州届け (Queensland Travel Declaration) の提出を求める旨、発表しました。

●QLD 州保健大臣は、州内における COVID-19 感染拡大を防止するため、接触調査作業が必要となる場合にそれを容易にする目的で、豪州全域及びニュージーランドから 6月19日 (土) 午前1時以降入州する者に対し、オンラインによる QLD 入州届け (Queensland Travel Declaration) の提出を新たに求める旨、発表しました。

●なお、6月17日 (木) 現在、QLD 州は、ビクトリア (VIC) 州のうちメルボルン大都市圏のみ、6月11日 (金) 午前1時より感染多発地域 (hotspot) に指定し、引き続きこの指定が適用されていますのでご注意ください。

メルボルン大都市圏の hotspot 指定に関しては、以下の6月10日付当館領事メールをご参照ください。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus10062021_2.pdf

●同日時以降、COVID 感染状況に従って、以下の3つの区域・指定が行われ、Queensland Travel Declaration 届けに対し、それぞれに従った指示等が返信されます。

・緑区域 (green Queensland Travel Declaration) : 感染多発地帯 (hotspot) にも州外感染場所 (interstate exposure venue) にも該当しない (滞在していない) 場合

・黄区域 (amber Queensland Travel Declaration) : 州外感染場所 (interstate exposure venue) に該当する (滞在している) 場合

・赤区域 (red Queensland Travel Declaration) : 感染多発地帯 (hotspot) に該当する (滞在している) 場合

1 6月19日 (土) 午前1時までに入州する場合

・Queensland Travel Declaration を提出する必要はない。

2 6月19日 (土) 午前1時以降に入州する場合

・帰州する QLD 州居住者を含め、入州の3日前から入州するまでの間に、Queensland Travel Declaration をオンラインで提出しなければならない。右手続きは約3分で終了し、メールで返信される指示等に従わなければならない。

・Queensland Travel Declaration 提出後に、入州日時等の変更がある場合は、最新状況に基づき新たに Queensland Travel Declaration を提出しなければならない。

3 感染多発地域 (hotspot : 赤地域) 及び同地域の含まれる州・準州に滞在している場合
・QLD 州の指定する感染多発地域 (hotspot : 赤地域) に過去 14 日の間に、或いは指定された日時以降に滞在した (いずれか短い方) 場合は、入州は認められない。

・過去 14 日の間に感染多発地域 (hotspot : 赤地域) のある州・準州に滞在している場合は、QLD 入州許可証 (Queensland Border Declaration Pass) を入州の 3 営業日前までに申請し、取得しなければならない。

●日常的に業務や生活のために QLD に入州する州境近接地域の北部ニューサウスウェールズ (NSW) 州居住者の利便のため、両州隣接地域に州境地帯 (border zone : 青区域) を設け、これら NSW 州居住者 (但し、過去 14 日の間に感染多発地帯 (hotspot) のある州・準州や、州外感染場所 (interstate exposure venue) に滞在していない場合に限る) が QLD に陸路で入州する場合には、Queensland Travel Declaration を提出する必要はない (但し、空路ないし海路による場合は必要)。

本件発表の詳細等については、以下の QLD 州政府関連ホームページ等 (全て英文のみ) をご覧下さい。

○Queensland Travel Declaration に関するダース州保健大臣声明

<https://statements.qld.gov.au/statements/92423>

○QLD 州への入州に際して必要な措置の概要

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○Queensland Travel Declaration 概要

<https://www.qld.gov.au/queensland-travel-declaration>

○Queensland Travel Declaration に関する州首席医務監司令 (Queensland Travel Declaration Direction)

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/travel-declaration-direction>

○Queensland Travel Declaration 提出サイト

<https://www.qld.gov.au/queensland-travel-declaration/qld-travel-declaration>

○QLD 入州許可証申請サイト

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html